



「簡単に稼げる副業」をうたう勧誘に注意！

「食事や風景の写真を撮影して投稿するだけ」、「インターネット上の動画のURLを特定のウェブサイト貼り付けるだけ」、「本を5分間音読して音声データを送信するだけ」などと、簡単な短時間の作業でお金を稼ぐことができることをうたった副業ビジネスに関する相談が増えています。

こういった相談では、広告や宣伝を信じ、情報商材などに多額の金銭を支払ったものの、実際には稼ぐことができないという事例が多く見られます。

事例 「副業で簡単に稼げる」というネット広告を見て、副業サイトにアクセスした。スターティングキットを5,000円で注文し、メッセージアプリに登録した。

その後、電話で「サイトでオンラインゲームや友人紹介、クレジットカードの作成等をするポイントが付与され、500ポイントから換金できる」と説明を受け、サポート付きのプランをすすめられたので、クレジットカードで90万円を決済した。

後日、クーリング・オフやキャンセル不可と記載された書面とともにマニュアルが届き目を通したが、全く役に立つものではなかった。



ひとことアドバイス



- ◇簡単に高収入を得られることを強調する広告・宣伝をうのみにせず、まずは疑いの目をもって、ビジネスの内容を吟味しましょう
- ◇具体的な仕事内容を明らかにせず、副業を行うためには「マニュアル」が必要であるとして情報商材を売りつけようとする事業者に注意しましょう（情報商材は契約前に中身を確認することができません。怪しい、話が違ふと感じたら、きっぱりと契約を断りましょう）
- ◇「すぐに元が取れるから大丈夫」と言われても、クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう
- ◇不安に思ったり、トラブルになった場合は、消費生活センター等に相談してください（消費者ホットライン 188）



生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

当署管内において、自宅固定電話に市役所をかたる者から「払戻金がある、口座番号と暗証番号を教えてください。」との連絡がなされ、さらに、銀行をかたる者から「口座に振り込もうとしたらエラーが出た。職員が古いカードを回収する。」旨の連絡後、訪問してきた者にキャッシュカードを盗まれる事件が発生しています。

これは、キャッシュカード詐欺盗という特殊詐欺の手口です。

固定電話は留守番電話機能を活用し、不審な電話がかかってきた際は、家族や警察に相談してください。



古い
カードの
回収に
来ました

～ 18歳からの消費生活～

前回の「契約とは何か」に続き、今回は、「契約の持つ法的拘束力」についてのお話です。

Q 寿司店でまぐろを注文した後で、やっぱりラーメンが食べたくなりました。寿司が提供される前なら、注文を取り消せるでしょうか？

- A 無条件で取り消すことができる
- B しやりを握る前なら、ぎりぎりセーフ
- C 取り消すことはできない
- D 寿司店にラーメンを出前してもらい、うまそうに食べる



答えは、C

契約には「法的拘束力」があります。このため、契約はいったん成立したら、一方の都合で勝手にやめることはできません。契約をやめることができるのは、相手も解約に同意した場合です。



8月・9月の消費生活法律相談

8月10日(水) 13:30~15:30

9月 8日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話 : 0238-24-0999

FAX : 0238-26-6072